

紫波2100

2026環境・循環基本計画

(令和8年度～令和12年度)

岩手県紫波町

環境・循環基本計画の中間見直しにあたって

この度、令和3年3月に策定した「2021環境・循環基本計画」の中間年を迎えることから、5年間に取り組んできた施策の成果を検証し、町が目指す将来像の実現に向けて、計画の見直しを行いました。

本町は、2000年(平成12年)に「新世紀未来宣言」を発表しており、私たちを取り巻くあらゆる環境に視点をおき、今ある環境を保全、創造し、次の世代に確実に引き継いでいくため、環境・循環基本計画を10年ごとに策定し、循環型まちづくりに取り組んできました。

今回の中間見直しにあたっては、これまでの実績を踏まえ、「紫波の環境をより良い姿で10年後の子どもたちに残し伝える」という理念のもと、「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」を将来の望ましい環境像とし、その実現のため4つの基本方針を掲げ、住民、環境団体、事業者及び行政が協働して行動することをうたっております。

「2021環境・循環基本計画」の前期は、まさに新型コロナウイルス感染症の流行の真っ只中にありました。このコロナ禍は、私たち一人ひとりの暮らし方を見つめ直すきっかけとなり、新しい生活様式が定着した時代の転換期でもありました。

私たちのまちには、先人から受け継いだ素晴らしい伝統、文化、自然があります。自然と人間が共存する農村と都市が調和した町であり、歴史や文化、多くの資源とそれらを活用した営みが息づいています。

これからも、望ましい環境像を実現するとともに、本町が将来にわたって持続可能なまちとなるよう、皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆さま及び関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

紫波町長 鎌 田 千 市

モノを粗末そまつにすることは、

すなわち生命いのち(いのち)を粗末そまつにすることにつながります。

モノを大切にすること、生命はぐくを育むところ、

郷土の文化と伝統を伝えていくところを

百年後にも引きついでいきます。

母が見た風景を、浴びた陽の光を、

感じた風を、清冽せいれつな水を、

そして紫波しわの環境かんきようを百年後の子どもたちに

よりよい姿で残し伝えていきます。

平成十二年六月四日

"Future Declaration for the New Century"

The origin of Japanese culture was in the folds of a mountain in a farming village.

Water sprang forth from forests and people gathered together there.

They formed colonies, coexisted with nature, and worshipped nature.

Colonies tolerating harsh nature had philosophy of living,

which was worthy to be called the predecessors' wisdom,

and it has been passed down in an unbroken line.

Handling things without due respect leads to waste of human lives.

We inherit our attitudes of cherishing things, of giving life,

and of inheriting local culture and traditions for 100 years.

We hand down the landscape mothers viewed, the sunlight they exposed to,

the wind they felt, and the clean water they used,

and better environments of Shiwa to children for 100 years.

新世紀未来宣言

日本文化の源流^{げんりゅう}は農村の山ひだにありました。

森の中から水^{みづ}が湧^わき、人々は集い、

集落を形成し、自然と共存し、

自然を崇拜^{すうはい}してきました。

厳しい自然に耐^{きび}えた集落には、

先人の知恵^{ちえ}の結晶^{けっしょう}ともいうべき

生きるための哲学^{てつがく}があり、

連綿^{れんめん}と伝えられてきました。

序 未来に向けて

～ 今を担う大人たちへ ～

何ひとつ、捨てるものなどなかった。

そんな社会が、遠い過去から現在まで続く歴史の中に、確かに存在していました。そこでのくらしは、現代のように豊かではなかったかもしれませんが、人々は自然とともに生き、支え合い、心豊かにくらしていました。

私たちが歩んできた 20 世紀は、2 度にわたる大きな戦争がもたらした荒廃からの復興と、豊かさを追い求め続けた 100 年間だったといえるでしょう。とりわけ日本は、第二次世界大戦で受けた痛手が大きく、そこから立ち直るために、国を挙げて経済復興に取り組み、復興後も、さらなる豊かさを求めて突き進んできました。戦争による損失があまりに大きかったために、より大きな豊かさを追い求めてきたといえるのではないのでしょうか。

そして今、私たちは飢えることも寒さに凍えることもなく、快適で便利な暮らしを享受しています。一步まちに出れば、さまざまな食品を季節に関係なく手に入れることができ、家ではスイッチひとつで暑さ寒さも知らずに過ごすことができます。パソコンでメールを交換し、携帯電話とともに出かける…。身の回りにはモノや情報が満ちあふれ、私たちのくらしは大きく変わりました。このように、快適なくらしを享受できるようになったのは、20 世紀の大きな成果です。しかし、戦後の荒廃からの復興を目指し、豊かさを求めて突き進んできた私たちは、豊かさと引き換えに失ってしまったものがあるのではないのでしょうか。それは、かつて日本人が持っていた、自然といっしょに生きる、という謙虚な心です。捨てるものなどひとつもなかったはずなのに、今ではごみ収集車が町中を走る光景が当たり前のものとなってしまいました。

「足るを知る」心は、日本人の美德でした。

しかし、一度手にした快適さや便利さは、人間の欲望を際限なく膨らませてしまいます。不便なことや、つらい経験をしたことがなければ、「足るを知る」ことも、豊かさも実感できません。そんな世代が増え続けています。人々は毎日の生活に追われ、生きがいを見失い、自殺や少年犯罪が絶えません。この現状は、「豊かさ」の陰で、自然環境の荒廃とともに心の荒廃も進んだことを何よりも物語っています。ホテルが飛ばない夏の宵、ドジョウが棲まない田んぼの堰、こどもの姿が見えない小川のほとり。そんな光景を、子どもたちだけでなく、私たち大人さえ、何も感じずにいるのではないのでしょうか。

私たちの「豊かなくらし」を支えているのは、地球が自然の循環によって何億年もかけて育みもたらしてくれた資源です。豊かさを追求するあまり、私たちはこの循環をいくつにも分断してしまいました。

町の自然環境を守り、育み、そして循環するしくみを修復していくことは、地球の自然環境を復活させることにとどまらず、人々の心の豊かさを取り戻すことでもあります。すべての生き物が等しく豊かに生きられる持続可能な社会を築いていくために、私たちは今、私たちが担うべき責任に目を向けなければなりません。

この計画は、町の豊かな環境を未来の子どもたちに残していくために策定したものです。

この思いを実現するために、みなさんの力を貸してください。

～ 未来を担う子どもたちへ ～

21 世紀は、今、子どもであるきみたちが担う 100 年です。きみたちの考えや才能や力が創り出していく世紀です。

この未来は無限の可能性を秘めています。きみたちによってどんな未来も創り出すことができますでしょう。今よりも便利に、豊かに…。

でも、ここできみたちに、ぜひ、知って欲しいことがあります。それは、現在は遠い過去からずっとつながっているということ、そしてすべての生き物が結びつきあってはじめて未来が存在するということです。

きみたち（私たち）の生命が、どれだけの自然のエネルギーを必要としているか、知っていますか。

自然界で 1 匹の魚が成長するには、その体重のおよそ 10 倍の食料が必要といわれています。たとえば、1 匹のカツオが 1 キロになるのに主食のイワシを 10 キロ必要とします。その 10 キロのイワシは 100 キロの動物プランクトンを、その 100 キロの動物プランクトンは 1,000 キロの植物プランクトンを必要とするのです。植物性プランクトンは、山や森の木々が落とした葉が分解され、できた有機物が川に流れ、海に運ばれたものを養分として育ちます。そして木々など植物は、太陽エネルギーを使い光合成により酸素を作り出し、また他の動物の食べものとなり、地球上のあらゆる生命を支えているのです。

自然はこれほど壮大な生命の流れをもち、繊細なしくみで成り立っています。きみたちが自然を守っているのではなく、自然がきみたちを守っているのです。地球の大きさからみれば町は小さな点に過ぎませんが、何億年も時の流れと、多くの生命のつながりによって今の町の自然やきみたちが存在しているのです。

ところで、20 世紀は、だれもが便利に、快適にくらしたいと願い努力した時代でした。人々は石油や石炭などのエネルギーを使い、多くの道具や機械を作り上げてきました。自動車、飛行機、テレビ、パソコン、携帯電話…。今、きみたちはたいへん恵まれた時代に生きているといえます。

しかし、このような便利で快適なくらしにも限りが見え始めています。たとえば、私たちのくらしになくてはならない石油は、次の世代まで引き継げないほど残りあとわずかです。石油を燃やすことで二酸化炭素が発生し、地球全体が暖かくなり始めています。さまざまな開発によって生命の源といえる植物が減少し、また多くの動物たちの食べ物や棲みかが失われています。これらの問題は、自然は征服できるという私たちのおごりがもたらしたものです。

歩みだしたばかりの 21 世紀の早い時期に、便利さばかりを追求してきたこれまでのくらしを見直し、地球上のあらゆる生き物たちと自然を共有できるような、新しいくらし方を見つけ出さなくてはなりません。

この計画は、21 世紀を担うきみたちといっしょに、20 世紀を振り返りながら、豊かで美しいこの町の環境を残し、すべての生き物が等しく生きられるような社会を築いていくために作ったものです。そのために、きみたちが 21 世紀を切り開いていくために必要となる知識や経験、技術などを、きみたちに引き継いでいきます。私たちが遊び、学んだこの町の大きな自然を、未来にわたって親しむ豊かな自然として、きみたちに残していきます。自然を征服するのではなく、自然と共生し、自然の中でいっしょに遊び考える気持ち、自然を大切にすることを、きみたちに手渡ししていきます。

これは決して大人だけではできません。きみたちの考えや力を貸してください。

もくじ

環境・循環基本計画の改定にあたって	1
新世紀未来宣言	2
序 未来に向けて「今を担う大人たちへ」「未来を担う子どもたちへ」	4
第1章 計画の基本事項	7
1 計画の役割	
2 計画の進行管理と評価	
3 計画の実行体制	
4 循環型まちづくりの流れ	
5 紫波2021環境・循環基本計画の成果と課題	
6 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	
第2章 計画の基本目標	16
1 資源循環のまちづくり	
2 環境創造のまちづくり	
3 環境学習のまちづくり	
4 交流と協働のまちづくり	
第3章 未来への取り組み	
第1節 資源循環のまちづくり	21
1 環境に配慮した有機資源循環を進める	
2 森林資源の循環を進める	
3 資源の消費を抑え、環境負荷を減らす	
第2節 環境創造のまちづくり	28
1 すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する	
2 環境への負荷に配慮し、低酸素社会を進める	
3 安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる	
第3節 環境学習のまちづくり	36
1 身近な環境を知り、自分たちで守る	
2 伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を継承する	
第4節 交流と協働のまちづくり	40
1 地域内外でのネットワークと協働による存在感のある地域づくりを進める	
環境・循環基本計画指標	42
資料編	44

第 1 章

計 画 の 基 本 事 項

第1章 計画の基本事項

1 計画の役割

この計画の役割は、町が掲げている「循環型まちづくり」を実現するための計画です。

5年前に策定した「紫波 2100 2021 環境・循環基本計画」は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画です。この計画は、前期、後期に分けられており、5年が経過した時点で、その時の環境の現状や社会情勢などを踏まえ、あらためて5年間の後期計画が策定されるものであります。本計画である「紫波 2100 2026 環境・循環基本計画」が、その役割を担う5年間の後期計画であり、これまでの計画の趣旨を引き継ぎ、次の4つの役割を担っています。

なお、第三次紫波町総合計画（後期基本計画）においては、「暮らし心地の良いまち」を目指す将来像とし、「循環型のまちづくり」と「協働のまちづくり」、「多様性あるまちづくり」を基本理念に掲げています。

資源循環の
まちづくり

環境創造の
まちづくり

環境学習の
まちづくり

交流と協働の
まちづくり

2 計画の進行管理と評価

計画期間は5年間とし、令和8（2026）年度を初年度、令和12（2030）年度を目標年度とします。

計画の進行管理の把握には指標を用い、この指標は循環型まちづくり条例に基づき毎年広報等で公表し、住民や事業所からの意見や情報を広く募集します。評価については、所管課及び循環政策委員会の行政内部での評価と、公募委員により構成された循環型まちづくり委員会による外部評価を行います。

3 計画の実行体制

未来の子どもたちに町の望ましい環境を引き継ぐため、環境保全・創造、循環型まちづくりの実現を目指し、住民、環境団体、事業者、町が協働し計画を実行していきます。

◆住民・環境団体の役割

毎日の生活の中で地域や多くの人たちと協力して、環境負荷の低減及び循環型まちづくりに進んで取り組むように努めます。また、町が進める事業に対しても参加・協力します。

◆事業者の役割

自らの事業活動を行うとき、環境汚染を防止し循環型まちづくりに進んで取り組むように努めます。また、住民や環境団体の活動、町が進める事業に対しても協力します。

◆町の役割

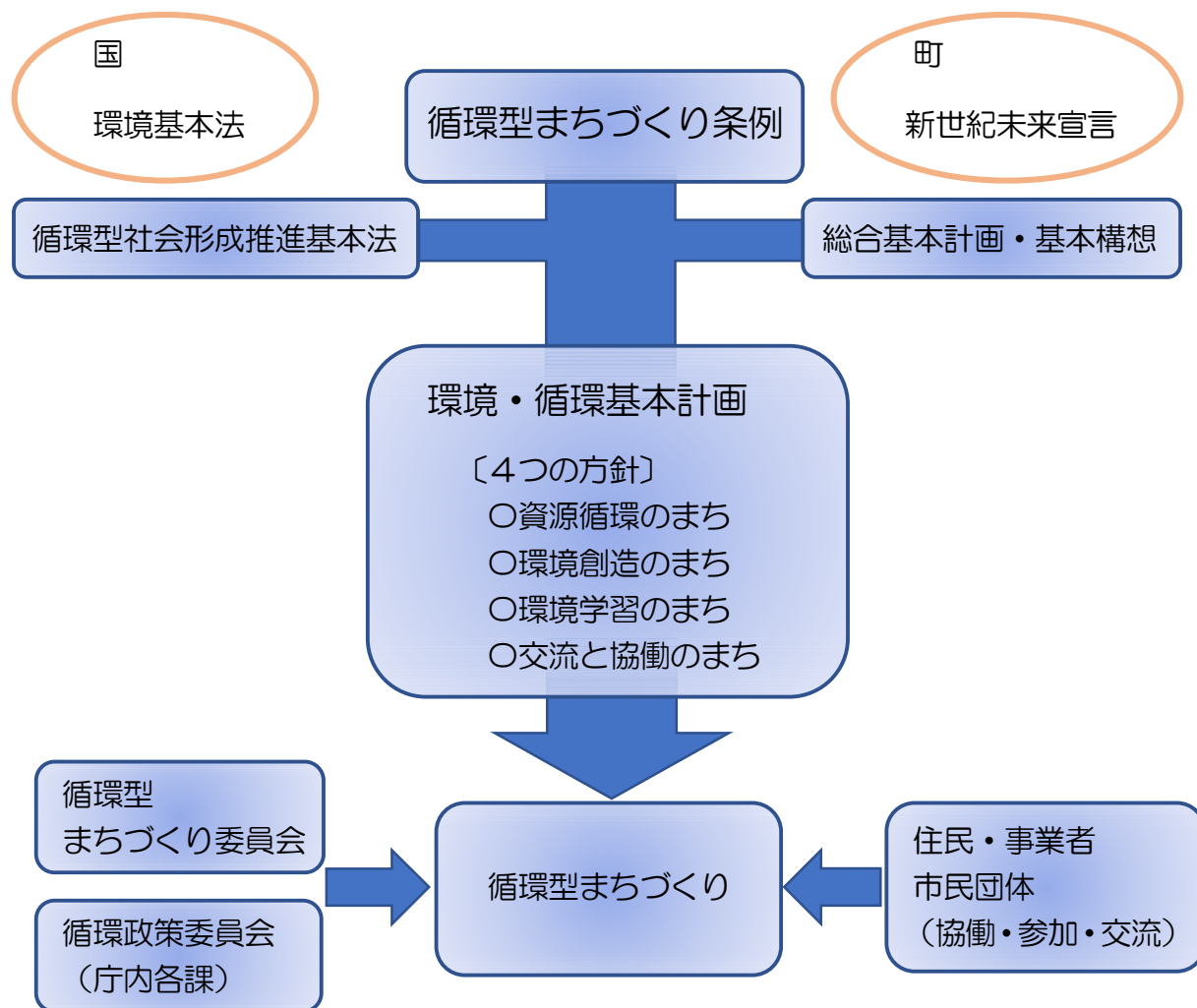
環境保全・創造、循環型まちづくりに責任を持って取り組みます。住民や事業所の意見を聞き、協力を求めて計画を推進していきます。

4 循環型まちづくりの流れ

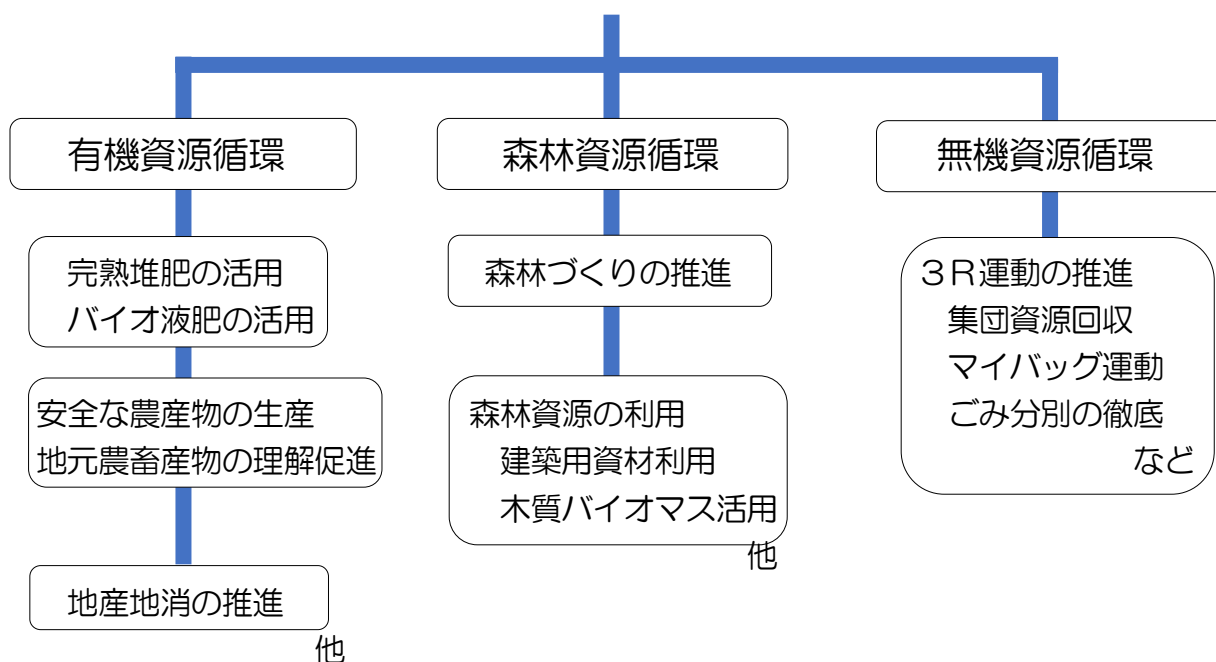
- (1) 循環型まちづくりは、次の法律・条例・計画などにに基づき推進します。
- 「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」の規定に基づき進めます。
 - 「新世紀未来宣言」を理念とします。
 - 「循環型まちづくり条例」により計画を策定します。
 - 「総合計画 基本構想」に基づき計画を推進します。
- (2) 循環型まちづくりを具体的に進める計画が、「環境・循環基本計画」です。この計画は、次の4つの方針により構成しています。
- 資源循環のまちづくり
 - 環境創造のまちづくり
 - 環境学習のまちづくり
 - 交流と協働のまちづくり
- (3) 環境・循環基本計画に定めた方針を取り組んでいくことにより「循環型まちづくり」の更なる実現を目指します。この実現のために、次の機関と連携しながら取り組んでいきます。

循環型まちづくり委員会	循環型まちづくりについて調査、研究し提言する機関
循環政策委員会	計画推進のために組織された庁内機関
住民、環境団体、事業者	計画全般について参加し、協働・交流の推進力の役割となる者

～紫波町の循環型まちづくり～



資源循環の取り組み



5 紫波 2021 環境・循環基本計画の成果と課題

「2021 環境・循環基本計画」では、「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」を目指すべき将来像に掲げております。

先祖代々から連綿と守り、引き継がれてきた豊かな町の自然環境を保全・創造すること、人もまた自然環境の中の一構成員として、自然界の循環の流れを絶やさず、自然と共存する意識の向上を目指すものです。

この将来像を実現するために、次の4つのまちづくり（方針）に沿って、住民とともに環境の視点を日々の生活の中に取り入れ、定着させる暮らし方を推進してきました。

(1) 資源循環のまちづくり

①環境に配慮した有機資源循環を進める

基幹産業である農業について、減化学肥料を掲げた土壌改良を推進するとともに、「エコ3センター」を中核施設とした有機資源 100%の循環利活用の堆肥を使用した元気な土づくりを継続して推進しました。

有機資源の循環活用には、畜糞を供給する畜産農家や堆肥を利用する農業者の継続した理解と協力が必要であります。エコ3センターにおける堆肥販売量は、約20%減少している状況にあります。

②森林資源の循環を進める

町の56.9%の面積を占める森林資源について、これまで公共施設等において、町産木材を積極的に活用することで、林業の活性化と森林の機能維持と活性化が図られ、森林資源循環と経済的循環の2つの循環が両立することを目指した取り組みをしてきました。

令和4年3月に完成した紫波東学園校舎の建築以降は、町産木材を活用した大規模な公共工事はありませんでしたが、循環型まちづくりの理念に基づき、町産木材の活用を基準とする紫波型エコハウスや町産木材利用住宅等建築奨励事業の普及に取り組みしました。

木質バイオマス燃料を取り巻く環境において、町は平成17年度から木質ペレットの製造販売を行い、公共施設や一般家庭向けに供給しておりましたが、県内に新たに地域産材を用いた大規模な木質ペレットの民間工場が稼働したことに伴い、更に安価な燃料が調達可能となったこと、工場と同時に整備された公共施設のペレットボイラー等の経年劣化が顕在化したことなどを考慮し、令和3年度でペレット製造を取りやめております。平成27年度から製造販売している木質チップについては、現在もオガールエリアに地域冷熱供給を行う紫波中央駅前エネルギーステーションやラ・フランス温泉館をはじめとする町内外の5施設に供給し、森林資源の有効活用を行っているところであります。

一方で、林業を取り巻く情勢を俯瞰すると、間伐や伐採などの整備に費用がかかり、木材価格が低迷しているため収益になりにくく、若者の林業離れや高齢化により、現場で働く林業従事者が不足している状況にあります。

加えて、熟練者の技術を引き継ぐ者が少ないため、効率的な整備が難しい状況であること、うまく相続されないことによる所有者不明の森林が多く整備の合意を取ることが難しいこと、森林の所有者が森林に関心を持っておらず放置されているケースが多いことなど、様々な課題が山積している現状にあります。

このような状況を踏まえ、町では、令和4年度から、森林経営管理制度に基づき、森林の所有者に代わって管理を行う経営管理権取得による森林整備に着手しております。

③資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

町では、環境マイスター紫波や町環境衛生組合連合会による、地域住民を対象としたごみ減量分別説明会を開催し、ごみの減量の普及啓発を行っております。また、紫波エコまつり、3R体験ツアー、産業まつりなど、あらゆる機会を捉え、3R（Reduce、Reuse、Recycle）の周知・啓発を行い、未利用資源の有効活用及び焼却に依存するごみ処理からの脱却を進めております。

町では、住民1人1日あたりのごみの排出量は、令和元年（2019）年度の611gから年々減少し、令和6年度には、560gまで下がりましたが、家庭系焼却ごみ1人1日当たりの排出量は令和元年の383gに対して、令和6年度は380gとほぼ横ばいの状況であります。

全体のごみの量についても、減少傾向ではありますが、家庭系ごみに占める燃やせるごみの割合は、増加傾向にあり、リサイクル率も年々低迷している状況であることから、家庭における分別・資源化の普及促進、意識の向上を図る必要があります。

持続可能な社会を構築するためには、循環型のまちづくりを推進して資源の再利用化、廃棄物の発生抑制の推進を継続して取り組んでいくことが必要です。

（2）環境創造のまちづくり

①すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

町では、自然界の循環機能を活かし、農林業の営みと共に維持されてきた動植物が身近に生息・生育している環境を調査・観察し、里山の保全に努めるとともに、安全、安心に暮らすことができる生活環境づくりを進めてまいりました。

近年、人口減少、高齢化の進行、産業構造の変化などにより里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなり、野生生物との共生に歪みが生じています。

自然界がバランスを保っていくためにも、多くの動植物が共生する、いわゆる生物多様性が維持できる環境を守っていく必要があります。

しかしながら現在、開発による生息環境の悪化、乱獲や採取、里山の崩壊、外来種による生態系のかく乱のほか、地球温暖化など多くの問題が脅威となっています。

我が国においては令和2（2020）年の報告では前年より40種増加して3,716種の野生動物が絶滅の危機に瀕しているとの報告があります。町においても、開発や農林業者の高齢化、経済活動の変化などによって里地里山に対する人間の働きかけが少なくなり、荒廃した森林や耕作放棄地などが見られるようになりました。里地里山は、これまで森と民家の境界線の役割を果たしてきましたが、これが曖昧になった今、ツキノワグマなどの野生動物との軋轢が生じ、その結果、農産物被害や人的被害が多発しております。

また、特定外来生物も深刻な問題となっています。特定外来生物は、古くからその地に栄えていた動植物の生息地あるいは繁殖地を奪うなど、日本固有の生態系を破壊してしまう脅威の存在です。自然を破壊し農林水産業にも影響を及ぼすことから、継続した駆除活動が必要であります。

②環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

日本の地球温暖化は急激に進み、令和6年(2024年)時点で、日本の年平均気温は過去100年間で約1.40℃上昇しています。

町では、令和4年3月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を達成するため、具体的な目標や方向性を定める「紫波町地球温暖化実行計画(区域施策編)」を策定し、二酸化炭素排出量(以下「CO2」という。)削減の取り組みを推進してまいりました。

令和5年4月には、水分地区及び新山地区(志和第8行政区)を範囲とした計画が、環境省の脱炭素先行地域に選定され、共同提案者と連携し、再エネや省エネの普及など脱炭素社会の実現に向けて、2030年までに電力消費等に伴うCO2の排出の実質ゼロを目指して取り組んでおります。

一方で、脱炭素先行地域以外の地域におけるCO2排出量削減の取り組みを促進することが課題としてあげられます。

③安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

快適な生活環境(大気、騒音、公衆衛生等)の更なる向上に向けた調査・監視などの環境対策に取り組むとともに、住民一人ひとりの環境意識の高揚を図って参りました。

住民による町内の一斉清掃といった環境美化活動や「まちピカ応援隊」による地域環境の保全により、増々住民の環境意識は高まっております。

一方、近年、少子高齢化や生活様式、産業構造等様々な変化の中、「都市機能」ばかりが目され、「里山機能」の価値が十分に認識されていないことが、問題視されています。中央部では新たな宅地開発が進み、子育て世代の転入が増え、町の資源を活かした交流イベントの開催やオガールプロジェクトにより町の認知度が向上したことも影響し、交流人口も増加傾向となっております。しかし、この変化も中央部や一部エリアに限定されており、この動きをいかに町内全域に広めていくか、課題となっております。

近年の環境意識の高まりから、河川へ流れ込む生活排水への関心も高まってきています。汚水処理の3事業である公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽によって、水洗化している住民の割合(水洗化人口普及率)は令和6年(2024)年度末で91.3%になっています。これは、5年前の令和元年度に比べ、3.2%増加したことになり、公共用水域の水質が保全され健全な水環境の実現に大きく前進しております。

(3) 環境学習のまちづくり

①身近な環境を知り、自分たちで守る

学校や地域の様々な場において、環境学習・環境教育の機会を捉え、自分たちの暮らしを見つめ直すことにより、自ら環境に配慮した行動ができる取り組みを行っております。

町では、環境マイスター養成講座を開催し、環境保全の水先案内人となる人材の育成やNPO法人紫波みらい研究所や環境マイスター紫波による環境学習の推進を継続して行っており、参りました。

一方で、環境・循環型まちづくりについての理解・期待はあるものの、身近な自然環境の観察や保全活動の参加が少ないことが現状にあります。

②伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を伝承する

國學院の里山プロジェクトなど、地元の環境を知り、環境問題が身近にあることを気づき、守っていく意識の啓発活動を行うとともに、環境学習を通じて循環型社会の理解を深めることができました。環境を学び、次世代へ引き継げるための人材育成が必要であります。

(4) 交流と協働のまちづくり

①地域内外でのネットワークの構築と協働による存在感のある地域づくりを進める

住民、事業所、環境団体、町（行政）の地域内の連携をより密にし、それぞれの立場から資源循環・環境創造・環境学習についての事業を進めていく、協働のまちづくりに取り組みました。

また、町の取り組みの情報発信を継続的にを行い、環境・交流に共感する人々との交流を進めることができました。

6 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

町は、持続可能な開発目標（SDG s）が始まった平成 27(2015)年よりも前の 2000 年から、100 年後の未来を見据えた循環型まちづくりに取り組んで参りました。

SDG s では、令和 12（2030）年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール（国際目標）が示されており、このゴールは令和 12（2030）年のあるべき姿を現しております。問題点をより具体化するため、169 のターゲット（達成すべき具体的目標）に紐づけされており、環境保全や環境創造、地球温暖化に幅広く関係していることから、町の環境施策は以下の SDG s 目標 4、6、7、9、11、12、13、14、15、17 と関連が深いものとなっています。

【本計画と関連の深い SDG s のゴールのアイコン】



第2章

計画の基本目標

第2章 計画の基本目標

紫波町総合計画において、まちづくりの将来像を「暮らし心地の良いまち」としています。「暮らし心地の良いまち」と「新世紀未来宣言」にある理念を具象化するため、環境・循環基本計画において目指すべき将来像を次のように設定します。

「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」

先祖代々から連綿と守り、引き継がれてきた豊かな町の自然環境を保全・創造すること、人もまた自然環境の中の一構成員として、自然界の循環の流れを絶やさず、自然と共存する意識の向上を目指すものです。

4つのまちづくり（方針）の実現を目指して、次の9つの基本目標を設定します。

1 資源循環のまちづくり

未利用資源を有効に活用して、循環型社会の構築を強化していきます。

焼却に依存するごみ処理からの脱却をさらに進めます。

食品廃棄物系バイオマスの活用を推進します。

（1）環境に配慮した有機資源循環を進める

基幹産業である農業について、エコ3センターを中核施設として堆肥の使用を継続して推進します。化学肥料や農薬といった環境負荷物質の削減による元気な土づくりをさらに進め、安心でおいしい農産物の生産を推進します。また、この循環型農業の一環として、食品廃棄物系バイオマスのエネルギー利用から発生するバイオ液肥の活用を推進します。

（2）森林資源の循環を進める

町の56.9%の面積を占める森林について、その森林資源をエネルギーや建材として活用を推進します。

（3）資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

ごみとして出されている雑紙・空き缶・空きびんなどを発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、および再生利用（Recycle：リサイクル）の3Rを徹底し焼却ごみの削減を目指すとともに、あらゆる「廃棄物」を他の原料に転換するゼロエミッション型のまちづくりの実現を目指します。

2 環境創造のまちづくり

動植物と人間が共に暮らすことができる地球環境に配慮した取り組みを進めていきます。

安全、安心に暮らすことができる生活環境づくりを進めていきます。

（1）すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

里山は、生物多様性を保全する上で重要なエリアとなっています。自然界の循環機能を活かし、農林業の営みと共に維持されてきた動植物が身近に生息・生育している環境を調査・観察し、里山の保全に努めていきます。

（2）環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

町では、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を達成するため、「紫波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、中間目標を2030（令和12）年度までに2013年（平成25）年度比で49%削減することとしています。

目標達成に向けた取り組みとして、民間施設等における省エネルギー対策及び再生可能エ

エネルギーの導入を推進し、CO2 排出抑制を促進してまいります。

(3) 安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

田園都市としての美しい景観保全に努めていきます。また、快適な生活環境（大気、騒音、公衆衛生等）のさらなる向上に向け、調査・監視など環境対策の充実や住民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

3 環境学習のまちづくり

地元の環境を知り、環境問題が身近にあることを気づき、守っていく意識の啓発を継続して行っていきます。

学習を通じて循環型社会の理解を深めていきます。

(1) 身近な環境を知り、自分たちで守る

自分たちの暮らす地域のあらゆる事柄を対象として、自分たちで調べ、学んでいく活動を充実させていきます。学校や地域の様々な場において、環境学習・環境教育の機会を設定し、自分たちの暮らしを見つめ直すことにより、自ら環境に配慮した行動ができる取り組みを継続して行います。

(2) 伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を伝承する

地域力を活かした世代間交流や地元学を通じて、地域の自然・伝統・文化・知恵を学ぶ機会を増やし、生活の中に取り入れながら継承する取り組みを進めます。農林業に関する知恵や技術、経験を継承し、農林資源・森林資源の循環を促す取り組みを進めます。

4 交流と協働のまちづくり

住民、事業所、環境団体、町（行政）の地域内ネットワークを密にし、それぞれの立場からまちづくり事業を行う、協働による地域づくりを進めていきます。

町の環境に関する取り組みを継続的に情報発信し、交流を通じて共感する人々の輪を広げていきます。

(1) 地域内外でのネットワークの構築と協働による存在感のある地域づくりを進める

住民、事業所、環境団体、町（行政）の地域内の連携をより密にし、それぞれの立場から資源循環・環境創造・環境学習についての事業を進めていく、協働のまちづくりの体制を確立させます。

また、町の取り組みの情報発信を継続的に行い、環境・交流に共感する人々との交流を進めます。

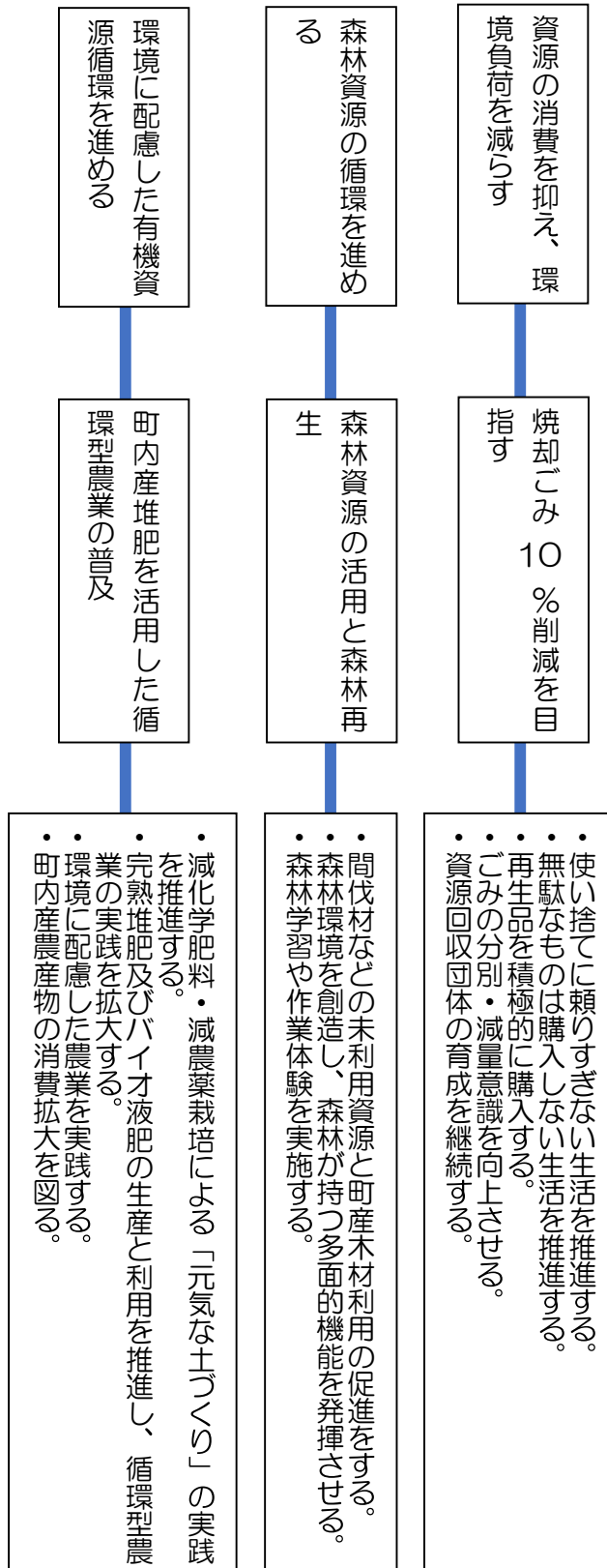
2030年に望む紫波町の環境像

施策項目

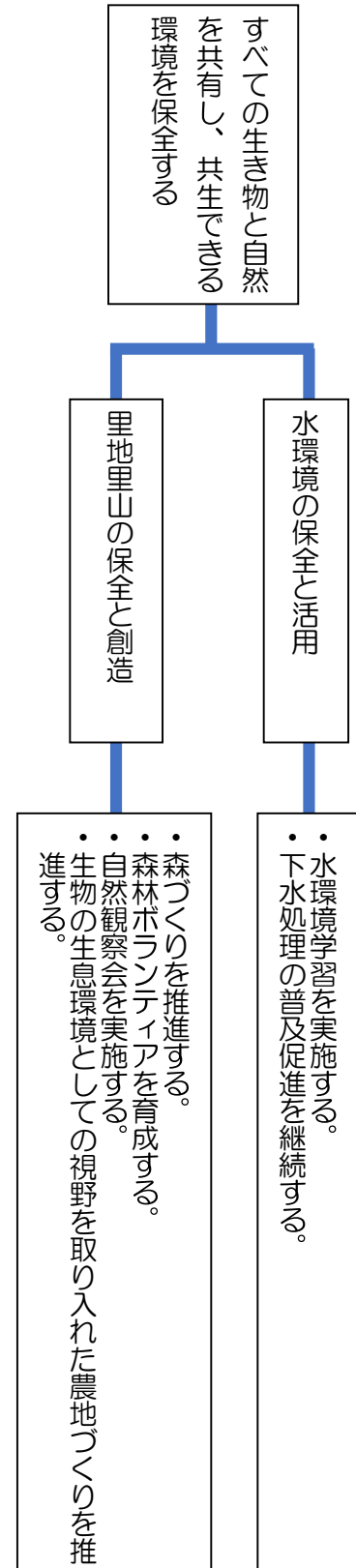
施策・行動の方針

未来への取り組み（具体的な施策・事業）

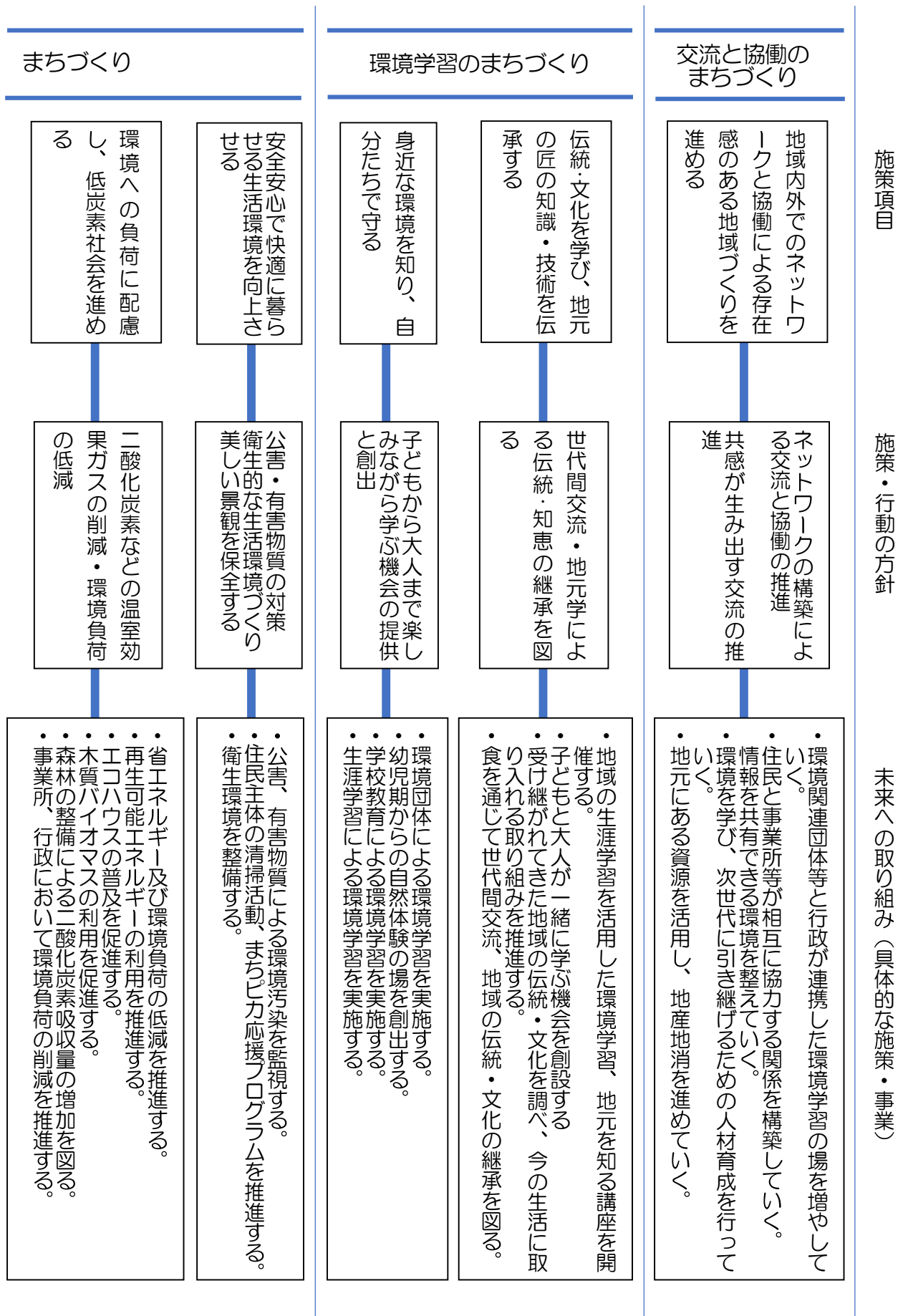
資源循環のまちづくり



環境創造の



「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」



第3章

未来への取り組み

第3章 未来への取り組み

第1節 資源循環のまちづくり

1 環境に配慮した有機資源循環を進める

◎現状と課題

循環型農業の基本は“土づくり”にあるという考えに基づき、減化学肥料を掲げ土壌改良を推進してきました。その一環として家畜排泄物と事業所から排出される食料残渣を原料に、「えこ3センター」で製造する「紫あ波せみらい堆肥」をはじめとした堆肥の使用による作物の品質向上の取り組みを行っています。豊かな土壌で農業生産に取り組む農家への働きかけと、その生産物を消費者が進んで購入するための情報発信がこれからも必要です。

私たちが生きる上で欠かすことのできない「食」をめぐる健康志向が高まる一方で、核家族化やライフスタイルの多様化による食文化の変化が進行しています。食料の海外への依存、流通加工の発展による食の外部化、栄養の偏りによる生活習慣病の増加など、社会情勢の変化は家庭での食生活のあり方や健康に大きな影響を及ぼしています。このような状況に対応するため、町では平成19年3月に食育推進計画を策定し、住民が一体となり協働による食育活動を進めてきました。その結果、食育への関心が高まり、子どもの朝食摂取率は改善され、農業体験・調理体験や地産地消の取り組みも着実に進展しました。しかし、食習慣の乱れや栄養の偏りなどに起因する子どもの肥満割合は全国平均や県平均を上回る状況です。豊かな食材は、私たちの健康を保持し、生産者や「食」に関わるさまざまな人々の働きによって人と人との絆を深め、食生活は支えられてきました。生きる上での基本となる「食育」を、より一層推進していく必要があります。

また、循環型農業や食育といった「食」に関する取り組みと並列して、食品残渣の再資源化を継続していく必要があります。町では、脱炭素先行地域づくり事業でメタン発酵バイオガス発電設備を整備し、メタン発酵による食品残渣のエネルギー化（ガス化発電）と、その発酵残渣を液肥として農地に還元する循環型農業の新しい形の構築を計画しています。

◎行動の方針

町内産堆肥及びバイオ液肥を活用した循環型農業の普及

- ・安全・安心な農産物を提供する仕組みを継続していく。
- ・地産地消により町内外へのブランド化を図る。

◎未来への取り組み

- ・減化学肥料・減農薬栽培による「元気な土づくり」の実践を推進する。
- ・堆肥及びバイオ液肥の生産と利用を進めて循環型農業の実践を拡大する。
- ・環境に配慮した農業を実践する。
- ・町内産農産物の消費拡大を図る。
- ・食品残渣の資源化を起点としたエネルギーの地産地消を図る。

■住民の取り組み

- ・地元の食材を利用する。
- ・地元の食材の種類、流通について理解を深める。
- ・食品残渣の新たな活用方法について理解を深める。

■事業者の取り組み

- ・農家は、積極的に堆肥を使用するとともに減農薬・減化学肥料を心がける。
- ・事業所は、生ごみを有機資源として活用できる取り組みを進める。

■町（行政）の取り組み

- ・新規就農者を増やす取り組みを行う。
- ・生産者と消費者のコミュニケーションづくりの場を作る。
- ・農林業支援組織との協力・連携を図る。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
紫あ波せみらい堆肥販売量/年	598 t	800 t
食育パートナー登録数/年	17 人	20 人

◎担当課

農政課・環境課・地球温暖化対策課

2 森林資源の循環を進める

◎現状と課題

町内の森林資源を有効に活用することは森林を保全し、森を育て、森林資源の循環と林業の活性化に繋がります。町では、平成 12（2000）年度から公共施設に町産木材を積極的に活用するなど森林資源循環に取り組んできました。併せて一般住宅などの建築に対しても補助金の交付や固定資産税を減免するなど町産木材の利用推進に努めました。また、化石燃料の代替燃料として、平成 25 年度からは木質チップを生産して環境に配慮した取り組みも行っています。このエネルギーの原料となる木材の運搬については、「間伐材を運び隊」などの市民活動が定着しており、今後も未利用材の有効活用が伸展していきます。

平成 20 年度からは企業の社会貢献活動による「紫波企業の森づくり活動事業」がスタートし、令和 7 年 4 月現在、7 団体の団体・企業と協定を締結しています。

しかし、町全体の森林の 56.9%を占める人工造林地の大半は、間伐の適齢期を迎えているものの、国産材の価格低迷や林業従事者の担い手不足により手入れが行われない状況が依然として続いています。

このような状況から、平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行され、新たな森林管理手法である「森林経営管理制度」が始まりました。この制度は、森林所有者が自ら経営管理できない森林を市町村に集約し、市町村による直接管理や林業経営者への委託により森林整備を行い、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度です。併せて、必要な地方の財源を安定的に確保するため、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立され、令和元年度からは森林環境譲与税剰余金が町に交付されています。

この新たな財源を活用しながら森林整備と木材利用の促進を図り、地球温暖化防止に繋がる取り組みをしていく必要があります。

◎行動の方針

森林資源の活用と森林再生

- ・森林資源の循環と森林の多面的機能（二酸化炭素吸収源、水源涵養機能、野生生物の生息地）の発揮を目指す。
- ・森の再生と林業の活性化が図られていくための行動に参加、協力し、町産材を活用する個人、事業者などが多数いる状態を目指す。

◎未来への取り組み

- ・間伐材などの未利用資源と町産木材利用を促進する。
- ・森林環境を創造し、森林が持つ多面的機能を発揮させる。
- ・森林学習や作業体験を実施する。

■住民の取り組み

- ・町産木材や木質バイオマスについて理解を深め活用する。
- ・間伐体験や搬出活動、講演会などのイベントに積極的に参加する。
- ・森林所有者は、適正な森林整備を行う。

■事業者の取り組み

- ・町産木材の活用、並びに安定した供給と品質向上に努める。
- ・木質バイオマスの活用を促進する。
- ・林業後継者の育成や雇用の確保に努める。
- ・紫波企業の森づくり活動に参加して、森林整備の実践を図る。

■町（行政）の取り組み

- ・間伐や間伐材の搬出、及び町産木材の活用に対する支援を行う。
- ・主伐、皆伐による伐採後の再生林に対する支援を行う。
- ・公共施設での町産木材及び木質バイオマスの活用を積極的に行う。
- ・森林や森林を取り巻く現状を住民・事業者へ周知していく。
- ・紫波企業の森づくり活動を支援する。
- ・町有林を適正に管理し、森林公園など多面的な機能も発揮させていく。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
森林間伐実施面積/年	19ha	30ha
木質チップ製造量/年	1,146 t	1,500 t

◎担当課

環境課

3 資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

◎現状と課題

ごみの発生を抑制する（Reduce：リデュース）、再び使用する（Reuse：リユース）、再生して利用する（Recycle：リサイクル）。これら3Rの取り組みを実践することは、環境負荷の少ない生活となり、よりよい環境を後世に残し伝えていくことになります。大量生産・大量消費から生み出されるものは、膨大なエネルギーの使用と大量廃棄による環境の悪化です。持続不可能な「物」の豊かさから後世に残し伝える「質」の豊かさにライフスタイルを改めることが、ごみの発生を抑制することに繋がります。これまで本

町では、リサイクル運動の推進、ごみ分別の徹底、クリーン紫波運動の実施など、個人、団体、事業者がそれぞれの立場で参加できる住民総参加型の環境活動を展開してきました。ごみの分別については、平成22年8月から容器包装リサイクル法に対応した紙とプラスチック製の容器・包装の分別収集を開始し、地域内でのごみ集積所や資源物保管庫の行き届いた管理により分別とリサイクルの意識が根づいています。

また、平成27年10月からは専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電のリサイクルに取り組んでいます。更に紫波町環境衛生組合連合会やごみポイ捨て監視員によるごみの減量や環境美化を推進する団体の取り組みと情報発信により、町民の環境意識は向上しています。

令和元年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、私たちの生活を根本から見直す契機となり、マスク着用の習慣化や外出自粛、テレワークの普及など新たな生活様式の定着を促しました。その結果、家庭から排出されるごみの量が増加する傾向が見られました。

アフターコロナと呼ばれる現在でも、家庭ごみが増加している背景には、在宅時間の増加やライフスタイルの変化などが根強く残っていることが挙げられます。また、地域の資源回収活動が完全には再開されておらず、資源ごみへの分別が進んでいないことが増加の原因でもあります。

◎行動の方針

焼却ごみ10%削減を目指す

- ・住民一人ひとりが3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）を心がけ、廃棄物の減量化と資源の循環を推進し、10年後に焼却ごみ10%削減を目指す。

◎未来への取り組み

- ・使い捨てに頼りすぎない生活を推進する。
- ・無駄なものは購入しない生活を推進する。
- ・再生品を積極的に購入する。
- ・ごみの分別・減量意識を向上させる。
- ・資源回収団体の育成を継続する。

■住民の取り組み

- ・なるべく繰り返し使えるもの、詰め替えできるものを選んで使う。
- ・混ぜればごみ、分ければ資源の意識を持つ。
- ・買いすぎない、作りすぎない、使いすぎないことにチャレンジする。
- ・マイバック・マイ箸・マイカップ運動に取り組む。

■事業者の取り組み

- ・営業活動の中で発生する廃棄物は資源と捉えて、適切な処理をして再資源化を進める。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を呼び掛ける。

■町（行政）の取り組み

- ・ごみを増やさない取り組みを各種団体と連携して進める。
- ・資源回収に積極的な団体を支援する。
- ・回収された資源の行方を住民に情報提供する。
- ・ごみ分別が浸透するよう説明会を継続的に実施する。
- ・生ごみの再資源化を推進する。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を推進する。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量	560 g	550 g
家庭系焼却ごみ1人1日当たりの排出量	380 g	326 g
資源回収団体の資源回収量/年	406 t	500 t

◎担当課

環境課

第3章 未来への取り組み

第2節 環境創造のまちづくり

1 すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

◎現状と課題

生物は、人間の生活のために存在しているのではなく、それぞれが独自の遺伝子を持ち、その風土に適用できるように変化しながら様々な生態系を作って「いのち」の循環をしながら生きています。人間はその生物多様性の中から生み出された「もの」を利用し生活しています。水田では小さな生物（ユスリカの幼虫や糸ミミズなど）を餌にして、カエルやドジョウが集まり、そのカエルやドジョウを鳥が食べる食物連鎖があります。ユスリカや糸ミミズの排出物は分解されて豊かな土壌を形成し、その土壌は人間に恵みをもたらします。川の上流で落ちた木の葉はバクテリアなどによって分解され、養分となって水に溶解込み、川を下り海へとたどり着きます。

しかし、開発による生息環境の悪化、乱獲や採取、里山を含む森林の放置、外来種による生態系のかく乱などにより生物の多様性が脅かされています。ツキノワグマの問題もその一つです。農作物を荒らす、時には人間を襲う動物として害獣とも呼ばれ、やむを得ず捕獲しなければならない場合もあります。“害獣”は人間からの視点であり、自然界においては森に潜む生き物の生態系の頂点に立つ大事な生き物です。町内でも、近年、人間の生活領域だけでなく住宅街にまで出没するいわゆる“アーバンベア”も問題になっております。

また、これまで容易に身近で見ることができたホタルやトンボ、カジカなども姿を確認できる場所が少なくなってきました。

町はこれまで、生物多様性保全の取り組みとして、千年の森・共生の森などの町有林で植樹活動や自然観察会を実施してきました。“共生の森”には環境団体が主体となり「木の実 は 動物に、用材は人に」をテーマにコナラやクリなど実になる木の植樹を行ってきました。木の実を食料とするツキノワグマなどが森のなかで十分な食料を得ることで、人里まで下りないようにするための取り組みをしてきました。また主要な河川は定期的に水質検査を実施し、水環境の状態を監視しているほか、公共下水道、農業集落排水の利用範囲の拡大や合併浄化槽の普及によって家庭排水による河川の汚れを防ぐ取り組みをしています。河川改修にあっては、環境に配慮した工法を取り入れ、生態系の保全に努めています。

生き物との共生のために自分たちができることを見つけながら、生物多様性を意識した取り組みを今後も継続し、里山の自然環境の活用と保全、水環境の保全を取り組んでいく必要があります。

◎行動の方針 その1

里地里山の保全と創造

- ・里地里山に人の手が入り、活用されることにより多くの生態系が生まれ、生物の多様性が保全されている状態を目指す。人間と野生生物の生活圏の分離も図られていくことを目指す。

◎未来への取り組み

- ・森づくりを推進する。
- ・森林ボランティアを育成する。
- ・自然観察会を実施する。
- ・生物の生息環境としての視野を取り入れた農地づくりを推進する。

■住民の取り組み

- ・身近な自然や動植物に触れ、自然の息吹を感じる機会を持つ。
- ・希少な動植物や生態系の成り立ちについて理解を深める。
- ・自然観察会などのイベントに参加する。

■環境団体の取り組み

- ・動植物や生態系の成り立ちについて学習する場を提供する。
- ・自然観察会などの機会を提供する。

■町（行政）の取り組み

- ・町有林などを利用して里山の活用を図る。
- ・身近な環境について現状を把握していく。
- ・ブラックバス、アメリカオニアザミ、オオキンケイギク、オオハングウソウなどの特定外来種の対策を実施する。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
自然観察会の参加者数/年	145 人	400 人
企業の森づくり取り組み団体数	7 団体	10 団体

◎担当課

環境課、生涯学習課

◎行動の方針 その2

水環境の保全と活用

- ・水に親しみ、水を大切に使う心を養うことによって、水を汚さない生活への取り組みを推進させ、河川の水質向上、河川の持つ浄化機能の保全、生態系の維持を目指す。

◎未来への取り組み

- ・水環境学習を実施する。
- ・下水処理の普及促進を継続する。

■住民の取り組み

- ・水を汚さない、無駄に使わない暮らしに心がける。
- ・汚れた水はきれいにして川に戻す。
- ・身近な川の様子を観察する。
- ・川に親しむ機会を作る。
- ・自然観察会や学習会に参加する。

■事業所の取り組み

- ・生産活動の中で水をできる限り汚さない、無駄に使わないように注意する。

■環境団体の取り組み

- ・水に親しみ、水環境を学ぶ機会を作る。
- ・水辺環境の美化活動をする。

■町（行政）の取り組み

- ・河川の汚れを防ぐため、下水処理の利用促進を図る。
- ・河川水質調査を継続し、公表することで水環境保全の意識を高める。
- ・水辺環境の美化活動を推進する。
- ・水環境学習の場を提供する。
- ・河川改修や整備にあたっては、自然環境との調和に努める。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
水洗化人口普及率	91.3%	94.3%
污水处理人口普及率	94.8%	98.5%

◎担当課

環境課、土木課、下水道課、教育総務課、生涯学習課

2 環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

◎現状と課題

エネルギーを大量に消費する生活や、産業活動の拡大に伴って温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで地球が温暖化しています。環境省が発表した日本の令和5年度の温室効果ガス排出量は約10億1,700万tで前年度と比較して4.2%減少していますが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（※1）によれば、温暖化の影響により2081年から2100年の世界の平均地上気温は1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇すると予測しています。温室効果ガスの継続的な排出は、さらなる温暖化と気候のシステムのすべての要素に長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響があります。

地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下で、平成27年12月の「気候変動枠組み条約第21回締結国会議（COP21）」で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標を「産業革命前からの気温上昇を2℃未満とすることを目標とし、1.5℃に抑えるよう努力する」ことを決めました。また、世界全体で5年ごとに削減状況を把握する仕組みとしています。日本は平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比26%の温室効果ガスを削減する目標を提出し、取り組むことを表明しています。

町では、「紫波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2030（令和12）年度までに2013年（平成25）年度比で49%CO₂排出量を削減することを目標として各種施策に取り組んでいます。

一般家庭における省エネルギーを考えると、住居である建物そのものの性能を検証することが有効であることが知られています。断熱や気密の性能を高め、建物内の熱環境を改善することで、暮らしの中で消費するエネルギーを根本から削減できるだけでなく、ヒートショック（※2）のリスクを減らせるなど住む人の健康面においても大きな利得があります。

これらのことを踏まえると、新築住宅・既存住宅ともに断熱性能の向上が非常に重要です。新築住宅においては、快適な住環境の構築に加え、町の自然環境の保全や地域資源の有効活用を目的とした紫波型エコハウス（※3）をはじめとする高断熱・高气密な住宅の普及が必要です。既存住宅においても、主だった生活空間や開口部を中心とした断熱改修が必要とされており、町では、簡易的な断熱改修を支援する体制を構築しています。

※1 IPCC第52回総会（2020年2月）において、IPCC第6次評価報告書のアウトラインが承認されたが、報告書は2022年に発表される予定。

※2 ヒートショック：居住内の室温差で急激な血圧変化が起こることによる家庭内事故のこと

※3 紫波型エコハウス：

高断熱・高気密によりエネルギー消費量を削減する住宅

ヒートショックを防ぎ快適で末永く暮らせる住宅

日射取得や通風などの自然環境を取り入れた住宅

町産木材などの地域資源を有効活用した住宅

数値における基準は、次の3点です。

①構造が木造で、構造材として使用する木材の総量の80%以上に町産材を使用。

②床面積1 m²当たりの年間暖房エネルギー消費量が48kWh／(m²・年)以下。

③床面積1 m²当たりの相当隙間面積0.8 cm²／m²以下。

◎行動の方針

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減・環境負荷の低減

- ・省エネ型家庭用電気機器の選択やエコハウスの普及など、エネルギー消費の少ない暮らし方に取り組む。
- ・再生可能エネルギーの導入や製造時の一次エネルギー消費の少ない製品を選択するなど、環境負荷のより小さい資源を活用する。

◎未来への取り組み

- ・省エネルギー及び環境負荷の低減を推進する。
- ・再生可能エネルギーの利用を推進する。
- ・エコハウスの普及を促進する。
- ・既存住宅の断熱性能の向上を促進する。
- ・木質バイオマスの利用を促進する。
- ・森林の整備による二酸化炭素吸収量の増加を図る。
- ・事業所、行政において環境負荷の低減を推進する。

■住民の取り組み

- ・生活のなかで、環境負荷の低減の取り組みにチャレンジする。
- ・太陽光・太陽熱・バイオマスなどの利活用について調べてみる。
- ・地産地消やエコドライブなど温暖化を意識して行動する。

■事業所の取り組み

- ・環境負荷の低減に取り組む。
- ・環境に配慮した商品を購入する。

■町（行政）の取り組み

- ・二酸化炭素の排出削減の手法について情報提供をする。
- ・職場において環境負荷の低減に取り組む。
- ・住民、事業所に対して再生可能エネルギー導入の促進を図る。
- ・エコハウス及び既存住宅の断熱改修の普及啓発を行う。

◎二酸化炭素排出量削減の取り組み（森林による吸収量を含む）

- ・家庭の省エネルギー推進、再生可能エネルギー利用の普及
- ・事業所の省エネルギー推進、再生可能エネルギー利用
- ・公共施設の省エネルギー実践、再生可能エネルギー導入
- ・森林管理による二酸化炭素吸収能力の向上

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
循環型エコプロジェクト事業によるCO ₂ 排出削減量/年	1,028 t	1,500 t
紫波型エコハウス建築件数 (平成26年度からの累計)	63 棟	69 棟
脱炭素先行地域における再エネ・省エネ 設備導入等によるCO ₂ 排出削減量/年	173.46t-CO ₂	500t-CO ₂

◎担当課

環境課、地球温暖化対策課、地域づくり課、財政課

3 安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

◎現状と課題

私たちが地域に愛着を持ち、快適に暮らせる環境を保全するため、町内一斉清掃の活動やごみ0（ゼロ）の日行動（※4）など環境美化の活動が実践されてきました。地域での取り決めによる清掃活動や、まちピカ応援隊に登録して公園や河川を清掃するなどの活発な活動も展開されています。不法投棄を根絶するためごみポイ捨て禁止条例が制定され、ごみポイ捨て監視員と地域住民が連携して不法投棄を監視し一定の成果が現れています。事業者と地域との公害防止協定の締結、畜ふん・廃棄物等の適正処理を行うなどにより、環境の保全だけではなく私たちの健康も守られています。しかし、家庭ごみの野焼きによる焼却やペットのふんの放置、私有地の不適切な管理など生活公害が数多く発生していることから、町からの啓発だけではなく、地域内においても意識していく必要があります。

※4 ごみ0（ゼロ）の日行動：毎年5月30日に町内で実施している啓発活動。

◎行動の方針

公害・有害物質の対策
衛生的な生活環境づくり
美しい景観を保全する

◎未来への取り組み

- ・公害、有害物質による環境汚染を監視する。
- ・住民主体の清掃活動、まちピカ応援プログラムを推進する。
- ・衛生環境を整備する。

■住民の取り組み

- ・公害、有害物質等について監視する。
- ・身近な環境の美化活動に進んで取り組む。
- ・気持ちよい生活環境を守るため公衆のマナーを守る。

■事業者の取り組み

- ・有害物質等の放出による汚染を防止する。
- ・住民と共に身近な環境整備活動を進んで行う。

■町（行政）の取り組み

- ・住民、事業者と共に環境整備に取り組む。
- ・快適な衛生環境の整備を行う。
- ・公害、有害物質等の放出情報等は速やかに住民へ周知する。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
町内一斉清掃参加者数/年	12,372 人	14,400 人
まちピカ応援プログラム参加団体数/年	7 団体	9 団体

◎担当課

環境課

第3章 未来への取り組み

第3節 環境学習のまちづくり

1 身近な環境を知り、自分たちで守る

◎現状と課題

子どもを取り巻く環境が変わり、遊び場が屋外から屋内、遊びの内容も自然を対象とした森や川での遊びから、テレビゲーム、スマートフォンといった無機質のものに変化してきました。下校後も習い事や塾などに時間が割かれるようになりました。大人もスマートフォンの普及でSNSでの交流が一般的となり、自然のなかで過ごす経験が少なくなりました。その結果、身のまわりの環境の変化に気づかない、関心を持たない人が多くなり、美しい森林、きれいな川の流れを残したい気持ちは持っていますが、身の回りの自然環境について考える機会が少ない傾向にあります。

これまで、学校教育における環境教育は、子どもたちが身の周りの環境に目を向け、考える機会づくりに取り組んできました。また、環境に関わる個人・団体が、環境の視点を日常生活の中に取り組んで、環境に配慮したくらしを考えるきっかけ作りを進めてきました。NPO法人紫波みらい研究所では、平成の森での植樹、育林作業などに親子で参加していただき、子どもたちだけでなく、自然に触れる機会が少なくなった親の世代にも町の自然を考えてもらう取り組みを実施しています。環境マイスター紫波では、小学校への環境に関する出前授業、年2回開催する川や森での自然学校、多面的機能支払交付金活動団体への水質調査等の支援活動など、環境を自ら調べ、学んでいく自発的な取り組みが行われています。

先祖代々から受け継がれてきた町の自然・風土を子どもたちに引き継ぐためには、住民一人ひとりが地域の環境を学び、理解することから始め、今何をすべきかを考え行動することが大切です。環境は、本来私たちのくらしに密接に結びついているものであり、自然との共存を図るためもう一度身のまわりの自然に目を向け、触れ、住みよい環境を整える取り組みを進める必要があります。

◎行動の方針

子どもから大人まで楽しみながら学ぶ機会の提供と創出

- ・くらしの中で自然と触れる機会を作り、自然への関心を高めたり人間との関わりを学んだりすることで、生き物と人の住みよい環境を整える取り組みの推進を目指す。

◎未来への取り組み

- ・環境団体による環境学習を実施する。
- ・幼児期からの自然体験の場を創出する。
- ・学校教育による環境学習を実施する。
- ・生涯学習による環境学習を実施する。

■住民の取り組み

- ・身近な自然を学ぶ自然観察会などに参加する。
- ・テレビ、新聞、書籍、インターネットなどを活用して、環境についての意識を高める。

■事業所・環境団体の取り組み

- ・体験学習、環境関連の施設見学などに積極的に協力する。
- ・大人と子どもと一緒に自然を楽しめる機会を作る。

■町（行政）の取り組み

- ・環境に関する動向に注視して情報の発信と対策に努める。
- ・事業所や環境団体と連携して、自然観察会や環境関連の施設見学を開催し、きれいな環境が大切なことを伝える。
- ・環境マイスターのスキルアップを支援するための講座を開催する。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
学校教育での環境教育講座開催校数	8校	5校
地域での環境学習参加者数/年	2,847人	2,000人
環境関連団体主体の環境学習回数/年	65回	35回

◎担当課

農政課、環境課、学校教育課、生涯学習課、こども課

2 伝統・文化を学び、地方の匠の知識・技術を継承する

◎現状と課題

かつて、農業や林業は土地を守り、森を守り、資源を循環する営みを行ってきました。資源の循環は、生活の基礎であり特別なものではありませんでした。しかし、農業や林業を取り巻く環境の変化により、農山村で生活する技術や経験を日々の生活を通して継承することが難しくなっています。

木々の名を覚えその特性を知り暮らしに活かす、動植物を観察して気候を予測するなど、人々の暮らしは自然と共に成り立っていました。便利な道具が手軽に揃い、家の中にいても天候がわかる時代となり、人は自然と対話することがなく暮らすようになりました。また、地域の伝統・文化・生活の知恵などその土地で生まれた、優れた「力」が時間を経ると共に消えつつあります。

生活の知恵を継承していくため、学校教育では地元住民の協力による年中行事の体験学習を通じて世代間の交流を図っています。自治公民館や環境団体の活動では、自分たちの住む地域の文化や歴史、自然などを見て、触れて、学ぶ講座を開催し、伝統・技術の掘り起こしや高齢者の知恵や技術の継承に取り組んでいます。

これからも農林業や食に関する知恵・技術・経験を絶やすことなく受け継ぎ、農林資源の循環を促す取り組みを進めていかなければなりません。

また、環境学習や地元探検などの機会を通じて、大人の経験を子どもへ伝え、子どもの発見を大人に伝えるなど、世代間の交流を進め、地元の伝統・文化や知恵の共有化を進めていかなければなりません。

◎行動の方針

世代間交流・地元学による伝統・知恵の継承を図る

- ・世代間交流を通じて、地域の暮らしの中から生まれた知恵・技術・経験を学び、生活に活かしながら後世への継承を進める。

◎未来への取り組み

- ・地域の生涯学習を活用した環境学習、地元を知る講座を開催する。
- ・子どもと大人が一緒に学ぶ機会を創設する。
- ・受け継がれてきた地域の伝統・文化を調べ、今の生活に取り入れる取り組みを推進する。
- ・食を通じて世代間交流、地域の伝統・文化の継承を図る。

■住民の取り組み

- ・地元の行事、講座等に積極的に参加する。
- ・身近な高齢者と交流をはかる。

■事業所の取り組み

- ・地域のイベント等に積極的に参加する。

■環境関連団体の取り組み

- ・町や事業者、学校などと連携して地域住民参加型のイベントに取り組む。

■町（行政）の取り組み

- ・公民館など地元の生涯学習の中に、環境の視点を取り入れた取り組みをする。
- ・環境団体との連携による環境学習プログラムを検討し、住民の関心を高める。
- ・地域資源を有効に活用した交流を勧める。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
世代間交流（伝統・文化の学習）取り組み 小中学校数/年	8校	8校
世代間交流（伝統・文化にふれる）に取り組んでいる保育施設等の割合	85%	100%

◎担当課

農政課、環境課、学校教育課、生涯学習課、こども課

第3章 未来への取り組み

第4節 交流と協働のまちづくり

1 地域内外でのネットワークと協働による存在感のある地域づくりを進める

◎現状と課題

住民、環境団体、事業所、町（行政）が協力して建設した「環境・循環PRセンター」を中心に、循環型のまちづくりの取り組みについて情報発信が行われてきました。

更に現在では、それぞれの団体や住民、町（行政）が多様な形で協働しています。例えば、ごみの削減のための啓発活動、ごみ分別の地区別講習会、資源回収の取り組み、ごみポイ捨ての監視、環境学習講座の開催などそれぞれの立場から取り組み、ごみの減量に成果が上がっています。

環境団体等によるネットワークは多岐に広がり、各所において成果を上げています。平成16（2004）年から始まったNPO法人紫波みらい研究所の企画・運営による國學院大學の学生の間伐作業体験を通じた地域との交流会もその一つです。学生は、間伐対象の地区に宿泊して、町内の林業経験者の指導により間伐体験をします。夜は地元農産物を主にした料理を囲んで交流会が行われています。「とにかくご飯がおいしい」「地元の人たちとの交流が楽しみ」「森の中の作業は気持ちがよい」など、地域の人、自然、農畜産物など地域資源の魅力が交流を通じて伝わっています。のちに農業や林業を実践するため、移り住む学生も現れています。

その一方で、住民の、環境に対する意識の低下も感じられます。これまで進めてきた環境への先進的な取り組みが生活の一部となり、環境に対して特別意識することが少なくなったと考えられます。併せて、住宅開発が進むなかで新しい住民が増えることにより、環境に対する関心が薄れたことも要因の一つと思われます。

今後も地域における循環型まちづくりを効果的に推進していくために、人々が関心を持ち、理解を深めて取り組んでいくため、人のつながり、組織をさらに広げ、大きな力の源としていくことを目指していかなければなりません。

また、紫波の自然、地域資源に魅力を感じ、町を訪れる人々とのつながりを大切にし、町の環境や循環型まちづくりに共感する人々のネットワークづくりを継続して進め、存在感のある地域づくりが必要です。

◎行動の方針

ネットワークの構築による交流と協働の推進

共感を生み出す交流の推進

- ・組織や地域の人々がそれぞれの役割を担い、連携しながら循環型まちづくりを更に進めていく。
- ・地域資源を活用した人と人との交流から生み出されるネットワークにより、町内外への情報発信が活発に行われることを目指す。

◎未来への取り組み

- ・住民一人ひとりが循環型まちづくりについて正しく認識し、家庭・学校・地域などで自ら行動ができるように、環境関連団体等と行政が連携した環境学習の場を増やす。
- ・住民や事業所の主体的発想や取り組みについて、相互に協力する関係を構築する。
- ・インターネットや広報紙などを通じて、情報を共有できる環境を整える。
- ・地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを構築する。
- ・環境を学び、次世代に引き継げるための人材育成を行う。
- ・地元にある資源を活用し、地産地消を進める。

◎主な指標

項目	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標数値)
環境・循環PRセンター利用者/年	4,927人	5,400人
グリーンツーリズム参加者数	64人	380人

◎担当課

農政課、環境課、商工観光課、地域づくり課、学校教育課、生涯学習課

環境・循環基本計画 指標

区 分	令和 6 年度 (実績数値)	令和 12 年度 (目標数値)
	数量、件数等	数量、件数等
(1) 資源循環のまちづくり		
①紫あ波せみらい堆肥販売量/年	598 t	800 t
②食育パートナー登録数/年	17 人	20 人
③食ナビ（食育ページ）アクセス数/日	203 件	240 件
④学校給食地元の野菜使用率	21.1%	19.7%
⑤学校給食地元の果樹使用率	30.5%	77.0%
⑥学校給食地元の米使用率	100.0%	100.0%
⑦森林間伐実施面積/年	19ha	30ha
⑧木質チップ製造量/年	1,146 t	1,500 t
⑨ごみ分別説明会開催数/年	4 回	35 回
〃 参加人数/年	70 人	700 人
⑩家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	560 g	550 g
⑪家庭系焼却ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	380 g	326 g
⑫ごみのリサイクル率	17.8%	27.0%
⑬資源回収団体数/年	132 団体	130 団体
⑭資源物保管庫建設団体数（累計）	82 団体	90 団体
⑮資源回収団体の資源回収量/年	406 t	500 t
⑯エコ・ショップしわ参加店舗数	34 店	46 店
(2) 環境創造のまちづくり		
①自然観察会の参加者数/年	145 人	400 人
②企業の森づくり取り組み団体数	7 団体	10 団体
③水洗化人口普及率	91.3%	88.1%
汚水処理人口普及率	94.8%	93.2%
④循環型エコプロジェクト事業による CO ₂ 排出削減量/年	1,028t-CO ₂	1,500t-CO ₂
⑤紫波型エコハウス建築件数 (平成 26 年度からの累計)	63 棟	69 棟
⑥低公害車（EV, PHEV, ハイブリット等）の導入台数（町公用車）	5 台	9 台
⑦町内一斉清掃参加者数/年	12,372 人	14,400 人
⑧まちピカ応援プログラム参加団体数/年	7 団体	9 団体
⑨脱炭素先行地域における再エネ・省エネ設備導入等による CO ₂ 排出削減量/年 (令和 5 年度からの累計)	173.46t-CO ₂	500t-CO ₂

環境・循環基本計画 指標

区 分	令和 6 年度 (実績数値)	令和 12 年度 (目標数値)
	数量、件数等	数量、件数等
(3) 環境学習のまちづくり		
①学校教育での環境教育講座開催校数	8 校	5 校
②地域での環境学習参加者数/年	2,847 人	2,000 人
③環境関連団体主体の環境学習回数/年	65 回	35 回
④食育推進団体数	21 団体	20 団体
⑤世代間交流（伝統・文化の学習）取り組み 小中学校数/年	8 校	8 校
⑥世代間交流（伝統・文化にふれる）に取り組んでいる保育施設等の割合	85%	100%
(4) 交流と協働によるまちづくり		
①環境・循環 PR センター利用者/年	4,927 人	5,400 人
②グリーンツーリズム参加者数	64 人	380 人
③環境・循環情報発信/年	73 件	120 件

資 料 編

町の環境・循環の取り組み年表

紫波まちピカ応援プログラム

エコ・ショップしわ

紫波企業の森活動事業

循環型エコプロジェクト推進事業

町の環境・循環の取り組み年表

年 度	国・世界の動向	町の取組み
平成4年 (1992)	6月 リオデジャネイロ地球環境サミット	4月 紫波クリーン紫波運動スタート 3月 家庭系生ごみ堆肥化施設更新(清掃センター)
平成5年 (1993)	11月 環境基本法施行	12月 環境保全条例制定
平成6年 (1994)	3月 気候変動枠組条約第1回締約国会議 COP1(ドイツ、ベルリン)	
平成7年 (1995)	12月 容器包装リサイクル法施行	
平成8年 (1996)	7月 気候変動枠組条約第2回締約国会議 COP2(スイス、ジュネーブ)	4月 ごみ指定袋制度導入
平成9年 (1997)	12月 気候変動枠組条約第3回締約国会議 COP3(京都)京都議定書採択	
平成10年 (1998)	11月 気候変動枠組条約第3回締約国会議 COP4(アルゼンチン、ブエノスアイレス)	12月 ごみポイ捨て禁止条例制定
平成11年 (1999)	4月 地球温暖化対策推進法施行 10月 気候変動枠組条約第5回締約国会議 COP5(ドイツ、ボン) 1月 ダイオキシン類対策特別措置法施行	5月 資源循環推進室設置 7月 資源循環推進計画策定 9月 有機資源循環推進委員会設立
平成12年 (2000)	6月 循環型社会形成推進基本法施行 11月 建設資材リサイクル法施行 11月 気候変動枠組条約第6回締約国会議 COP6(オランダ、ハーグ) 1月 グリーン購入法施行	6月 環境新世紀イベント・未来宣言 7月 エコオフィス推進委員会設立 3月 町内環境調査報告会 3月 環境・循環基本計画策定
平成13年 (2001)	4月 家電リサイクル法施行 5月 食品リサイクル法施行 10月 気候変動枠組条約第7回締約国会議 COP7(モロッコ、マラケシュ)	4月 循環型まちづくり推進室設置 4月 JALいわて中央と「環境を保全しながら農業生産方式の推進協定」締結 6月 循環型まちづくり条例制定 7月 紫波みらい研究所設立 11月 循環型まちづくり委員会発足 11月 紫波中央駅木造待合施設完成 12月 紫波郵便局と不法投棄情報提供契約 3月 省エネビジョン策定 3月 一般廃棄物処理基本計画策定
平成14年 (2002)	10月 気候変動枠組条約第8回締約国会議 COP8(インド、ニューデリー)	4月 政策経営課内に循環政策推進監設置 4月 農林課内に資源循環推進監、えこ3推進監設置 4月 循環政策委員会発足 6月 容器包装廃棄物分別収集計画策定 7月 紫波みらい研究所がNPO法人化 10月 自然との共生植林事業開始 10月 キッズISO実施 3月 上平沢小学校木造校舎完成 3月 ごみ溶融施設完成(清掃センター) 3月 間伐材等炭化施設完成(えこ3センター)
平成15年 (2003)	12月 気候変動枠組条約第9回締約国会議 COP9(イタリア、ミラノ)	4月 紫波町環境課設置、資源循環推進監設置 4月 太陽光発電促進事業導入 4月 町産木材使用への利子補給、税の減免制度開始 6月 森林資源循環「森林フォーラム」開催(NPO主催) 8月 水の音原風景コンサート(NGO主催) 10月 ごみ減量女性会議設立 11月 環境省「循環・共生・参加まちづくり」表彰受賞 12月 第三庁舎に太陽光発電設備設置(4.42kw) 1月 まちピカ応援プログラム開始 2月 エコ・ショップ制度開始 2月 紫波町立虹の保育園(木造)完成 3月 グリーン購入法による基本方針策定 3月 えこ3センター完成 3月 一般廃棄物処理基本計画見直し
平成16年 (2004)	11月 畜産リサイクル法施行 12月 気候変動枠組条約第10回締約国会議 COP10(アルゼンチン、ブエノスアイレス) 1月 自動車リサイクル法施行 2月 京都議定書発効	4月 ペレット・ストーブ設置補助制度創設 4月 農林課内に農政企画監設置 4月 日詰地区、容り法による紙・プラ分別回収 3月 木質ペレット製造施設完成(えこ3センター) 3月 千年の森用地取得
平成17年 (2005)	4月 京都議定書目標達成計画決定 6月 外来生物法施行 11月 気候変動枠組条約第11回締約国会議 COP11(カナダ、モントリオール)	6月 容器包装廃棄物分別収集計画見直し 9月 環境・循環PRセンター完成 10月 東北銀行と不法投棄情報提供協定 11月 環境マイスター養成講座開始 3月 環境・循環基本計画改訂版発行 3月 環境チェック&Do発刊 3月 バイオマスタウン構想公表

年 度	国・世界の動向	町 の 取 組 み
平成18年 (2006)	4月 改正地球温暖化対策法施行 11月 気候変動枠組条約第12回締約国会議 COP12(ケニア、ナイロビ)	4月 環境課が循環政策課循環政策室と町民課生活環境室に分割 6月 第50回岩手県植樹祭を千年の森で開催 6月 環境マイスター紫波発足 8月 第1回こども夏エコまつり開催 10月 保健センターに太陽光発電設備設置(8.4kw) 10月 使用済食用油を公民館等で回収開始 10月 公用車にBDF使用開始 11月 全漁連の「わかしお石けん」を紫あ波せ本舗で販売開始 1月 ISE紫波町役場環境宣言 2月 星山小学校木造校舎完成
平成19年 (2007)	4月 改正容器包装リサイクル法施行 6月 エコツアーリズム推進法公布 12月 気候変動枠組条約第13回締約国会議 COP13(インドネシア、バリ)	4月 長岡、山屋地区容り法による「その他紙」「その他プラ」の分別回収開始 5月 環境新世紀第Ⅱ章・紫波100年フォーラム開催 6月 星山町有林「星山みんなの森植樹」 7月 ごみ減量女性会議 レジ袋減らし隊活動スタート 9月 コスモ・アースコンシャス・アクト・クリーンキャンペーンを佐比内で実施
平成20年 (2008)	4月 「エコツアーリズム」推進法施行 12月 気候変動枠組条約第14回締約国会議 COP14(ポーランド、ボズナニ)	4月 循環政策課と町民課生活環境室が合併し、環境課となる 7月 「レジ袋減らそう！ 町民の集い」開催 8月 星山ツアーリズム開催 10月 紫波企業の森活動事業の開始 10月 循環型農業生産物普及協議会設立 11月 循環型まちづくりを考える町民講座(4回)開催
平成21年 (2009)	4月 家電リサイクル法対象機器追加 (液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機) 4月 改正省エネ法施行 8月 世界的にミツバチが異常死滅 9月 日本国内のCO2排出量25%削減を表明 12月 気候変動枠組条約第15回締約国会議 COP15(デンマーク、コペンハーゲン)	4月 紫波斎苑かたくりの丘供用開始 7月 ペットボトルキャップリサイクル事業開始 7月 環境フォーラム2009開催
平成22年 (2010)	4月 東京都温室効果ガス排出量取引制度開始 10月 生物多様性条約締約国会議COP10(名古屋) 12月 気候変動枠組条約第16回締約国会議 COP16(メキシコ、カンクン)	4月 循環型エコプロジェクト事業(エコビー・クーポン券)開始 6月 クリーンエネルギー自動車(三菱アイミーブ)購入 7月 ニホンミツバチを考える講演会開催 11月 森林シンポジウム開催 12月 環境新世紀10周年記念フォーラム開催 2月 森林バイオマス利活用具体化検討調査完了 2月 ラ・フランス温泉館の再生可能エネルギー設備完成 3月 間伐材等搬出機械貸出開始 3月 環境・循環基本計画見直し
平成23年 (2011)	11月 気候変動枠組条約第17回締約国会議COP17 (南アフリカ、ダーバン)	4月 紫波町農林公社が設立 5月 TOTO酒づくりプロジェクトの実施 6月 紫波ツアーリズム協議会が設立 7月 間伐材を運び隊の活動が開始 7月 間伐材の搬出用機材の貸出が開始 8月 國學院大学との連携協定(國學院大学・紫波みらい研究所・町) 11月 ほっかほか木質燃料ストーブ展示会の開催 2月 ラ・フランス温泉館が東北再生可能エネルギー利活用大賞を受賞 3月 バイオマス活用推進計画の策定
平成24年 (2012)	4月 「環境基本計画」閣議決定 6月 国連持続可能な開発会議「リオ+20」 (ブラジル、リオデジャネイロ) 11月 国連気候変動枠組条約第18回締約国会議 COP18(カタール、ドーハ)	6月 ラ・フランス温泉館に木質チップボイラー導入 6月 森林エネルギーフォーラム2012in紫波の開催 6月 オガールプラザがオープン 6月 紫波元気農場ポイントカード事業の開始(平成27年3月で終了) 6月 星山みんなの森の植樹会 10月 農業・林業等の活性化に関する業務推進協定を締結(桧東北銀行・町) 12月 市民参加型おひさま発電事業の基本協定を締結 (紫波グリーンエネルギー㈱・町) 2月 紫波町森林整備推進協定の締結 (盛岡森林管理署・盛岡広域振興局・町ほか4団体)
平成25年 (2013)	10月 次世代省エネ基準が施行 11月 国連気候変動枠組条約第19回締約国会議 COP19(ポーランド、ワルシャワ) 11月 地球温暖化対策推進本部(2020年度の温室効果ガス 削減目標を2005年度比で3.8%減とする)	6月 紫波型エコハウス研究会設立 6月 紫波エコ連絡会の設立 8月 紫波型エコハウス基準の決定 8月 國學院大学里山づくりプロジェクト10周年記念事業の開催 10月 紫波型エコハウス建設協同組合の設立 10月 オガールタウン日誌二十一年区分譲開始(紫波型エコハウス基準の厳守) 11月 山吹川アドプト・プログラム協定の締結 (ホタルのすむ山吹川を守る会・三王海土地改良区・町) 11月 町産木材のルーツを探るツアー 3月 紫波町ごみ減量女性会議設立10周年記念の集い

年 度	国・世界の動向	町 の 取 組 み
平成26年 (2014)	3月 気候変動に関する政府間パネルIPCC第38回総会で IPCC第5次評価報告書第2作業部会報告書要約の公表 12月 国連気候変動枠組条約第20回締約国会議 COP20(ペルー、リマ)	4月 鳥獣被害対策実施隊の結成 5月 第2回住まいづくりセミナーの開催 6月 紫波型エコハウスサポートセンター運営開始 7月 紫波中央駅前エネルギーステーションからの地域熱供給開始 9月 第3回住まいづくりセミナーの開催 9月 木質バイオマス燃料等供給事業者を認定 ((一社)紫波町農林公社、紫波グリーンエネルギー(株)) 9月 中央大学アグリプロジェクトの開催 2月 紫波の森づくりフォーラム2015の開催 3月 市民参加型おひさま発電事業による売電開始(紫波中央駅待合施設) 3月 紫波町役場新庁舎が完成
平成27年 (2015)	9月 SDGs(持続可能な開発目標)採択 12月 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 COP21(フランス、パリ)	4月 町政施行60周年記念式典、新庁舎落成記念式典を開催 7月 役場庁舎ライトダウンキャンペーンの実施 7月 住まいづくりセミナー & 建材展示会 8月 紫波型エコハウスサポートセンター1周年記念イベント 10月 小型家電収集開始 2月 環境マイスター紫波が県知事表彰を受賞 3月 古館浄水場が完成 3月 環境・循環基本計画見直し 3月 日産自動車より電気自動車「e-NV200」の無償貸与
平成28年 (2016)	4月 電力自由化開始 5月 地球温暖化対策計画策定 11月 気候変動に関する国際連合枠組条約の下で採択された 「パリ協定」が発効	4月 林野庁の今井長官がオガールエリアを視察 4月 紫波町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 「紫波町エコチャレンジ・プラン」策定 5月 企業のものづくり事業でTOTO東北販売(株)がコナラの苗木を植樹 5月 紫波ライオンズクラブがラ・フランス温泉館にサクラの苗木を植樹 5月 ごみ減量PR活動「ごみゼロ運動」を開始 8月 紫波町ふるさと会が30周年を記念し、フルーツパークにぶどうの苗木を植樹 9月 動物と共生する森づくりとダム役割を学ぶ、親子ふれあい研修を実施 9月 紫波町役場「COOL CHOICE」賛同 9月 リノベーションスクール@紫波の開催 12月 民間複合施設オガールセンターがオープン
平成29年 (2017)	6月 米国がパリ協定離脱を表明(後に復帰)	4月 道の駅紫波に電気自動車用急速充電器を設置 4月 オガール保育園開所 5月 川を知る会が「東北・水環境保全賞」を受賞 11月 みんなで応援! 林業の未来「夜のとしょかん林業編」が図書館で開催 2月 里山創造フォーラム2018in紫波を開催 3月 滝名川河川環境愛護会が水と緑を守り育てる活動知事感謝状を授与 3月 東根山PRイベント「紫波×山トークショー」を開催 3月 紫波、稗貫衛生処理組合し尿処理場がし尿の受け入れを停止
平成30年 (2018)	4月 第五次環境基本計画閣議決定 6月 気候変動適応法の公布 7月 第5次エネルギー基本計画策定 10月 気候変動に関する政府間パネルIPCCが「1.5℃特別報告書」を発表 12月 気候変動適応法が施行	4月 紫波町汚泥再生処理センターが開所 3月 紫波、稗貫衛生処理組合が54年間の歴史に幕
平成31年 令和元年 (2019)	6月 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 9月 IPCC海洋・雪氷圏特別報告書作成 12月 EUが「グリーン・ディール」構想を発表	8月 ワインツーリズムいわて2019を開催 10月 令和の森づくり開催 12月 岩手三菱自動車販売(株)と災害時協定を締結 12月 岩手県産業資源循環協会県央支部と廃棄物処理に関する協定を締結 3月 紫波町第3次総合計画を策定 3月 赤石こどもの家が閉所
令和2年 (2020)	4月 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を発出 10月 菅義偉内閣総理大臣が所信表明演説の中で「2050年カーボンニュートラル」を宣言 7月 「レジ袋有料化」が全国一斉にスタート	2月 「2050年温室効果ガス排出量ゼロ」を表明 3月 2021環境・循環基本計画策定 3月 一般廃棄物処理基本計画策定 3月 赤沢児童館が閉所 3月 水分小学校、上平沢小学校、片寄小学校が閉校
令和3年 (2021)	10月 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 COP26(イギリス、グラスゴー) 10月 生物多様性条約COP15(中国、昆明市)第1部開催 2月 ロシアによるウクライナ侵攻	4月 施設隣接型小中一貫校・西の杜小学校が開校 7月 ウルシ産業の振興に関する基本協定を締結 3月 ウリドキ(株)、(株)エルテスと地域の環境保全に関する包括連携協定締結 3月 彦部小学校、星山小学校、佐比内小学校、赤沢小学校、長岡小学校が閉校 3月 地球温暖化実行計画(区域施策編)の策定 3月 再生可能エネルギー導入推進計画の策定
令和4年 (2022)	11月 プラスチック汚染に関する国際条約の交渉開始 (第1回政府間交渉委員会(INC-1)) 12月 生物多様性条約COP15第2部で「昆明・モントリオール枠組」が採択	4月 紫波東学園、施設一体型小中一貫校・紫波東学園が開校 4月 紫波東こどもの家が開所 2月 盛岡広域環境組合設立 3月 水分児童館・長岡児童館が閉館
令和5年 (2023)	11月 国連気候変動枠組条約第28回締約国会議 COP28(アラブ首長国連邦・ドバイ) 7月 GX(グリーン・トランスフォーメーション)推進政策が閣議決定	4月 環境省の脱炭素先行地域に「みくまるっと脱炭素先化モデル事業」が選定 5月 脱炭素先行地域共同提案者との脱炭素社会の実現に向けた連携協定締結式 3月 環境マイスター紫波が「令和5年度大気・水・土壌・環境保全活動功労者表彰」を受賞(環境省)
令和6年 (2024)		7月 HOYA株式会社アイケアカンパニーと使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収に関する協定を締結 3月 紫波町ごみ減量女性会議が解散

紫波まちピカ応援プログラム

町では、地域の道路・公園などを対象として「紫波まちピカ応援プログラム（アダプト・プログラム）」を平成 16 年から実施しています。アダプト（ADOPT）と「養子縁組をする」という意味で、住民が里親となり地域の公共スペース（養子）を愛情をもって清掃・美化することから命名されたものです。

紫波まちピカ応援プログラム 参加団体一覧 （令和 7 年 4 月現在）

No.	団体名	会員数	認定年月日	活動場所・活動内容
1	星やま・まちピカ 応援ネットワーク	31 名	平成 16. 6. 11	国道 456 号、県道紫波川井 線、町道の清掃活動
2	水辺の友の会	15 名	平成 16. 10. 18	岩崎川、太田川の清掃活動
3	川を守る会前郷	17 名	平成 17. 6. 6	宮手川、五内川、中島児童 公園の清掃活動
4	紫波町金融団	42 名	平成 21. 8. 28	日詰ふれあい広場の清掃活 動
5	ダイナム信頼の森 岩手紫波店	10 名	平成 22. 8. 5	日詰駅前及び近隣公園、紫 波中央駅前の清掃活動
6	社会福祉法人紫波会 グループホームやすらぎ	17 名	令和 4. 10. 25	紫波総合運動公園の清掃
7	日本郵便株式会社 紫波郵便局	10 名	令和 6. 12. 16	紫波郵便局付近の道路（国 道 4 号、県道 25 号紫波江繋 線、町道平沢大地町線、町 道西裏 4 号線、町道西裏牡 丹野 1 号線）及び歩道の清 掃
	合計	142 名		

エコ・ショップしわ

町では、ごみの減量化、リサイクル活動及び環境に配慮した営業活動に積極的に取り組む小売店・飲食店をエコ・ショップしわとして認定し、広く町民に PR することにより、町民と事業者の連携のもと、廃棄物の発生抑制及び循環利用を促進することを目的としています。

また、エコ・ショップしわ認定店では、町が発行する「紫波エコ bee クーポン券」の利用が可能です。

紫波エコ bee クーポン券お取扱店一覧（※令和 7 年 4 月 1 日現在 34 店）

地 区	店 名	所 在 地
日 詰 (13)	Cafe Style Bar VIVID	日詰字丸盛 214 番地 1
	原スポーツ	日詰字郡山駅 38 番地
	寿苑	桜町字下川原 71 番地 1
	なんバザ・ホール	日詰字郡山駅 226 番地
	ビアック大盛軒	日詰字郡山駅 75 番地
	藤屋食堂	日詰字郡山駅 46 番地
	ミルクホール マイカ	日詰字郡山駅 210 番地 3
	有限会社 天狗寿司	日詰字東裏 5 番地
	ユニバース紫波店	日詰字丸盛 192 番地 1
	じゃじゃめん 八番	紫波中央駅前二丁目 3 番地 12
	大衆食堂 GIRAFFE	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3
	紫波マルシェ	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3
	鮪清次郎 紫波店	紫波中央駅前二丁目 3 番地 48
古 館 (3)	株式会社 マルショウ紫波	二日町字北七久保 246 番地
	ロッキー紫波店	高水寺字大坊 235 番地 1
	イオンスーパーセンター紫波店	高水寺字古屋敷 16 番地 1
水 分 (4)	あづまね温泉保養施設 ききょう荘	上松本字内方 96 番地
	ラ・フランス温泉館	小屋敷字新在家 90 番地
	あづまね産直	上松本字内方 117 番地
	View Garden	小屋敷字西在家 1 番地 11
志 和 (2)	産直あぐり志和	片寄字山田前 441 番地
	あぐりちゃや	片寄字山田前 293 番地 2
赤 石 (5)	株式会社 高幸	桜町字中屋敷 5 番地
	マックスバリュ紫波店	北日詰字東ノ坊 71 番地 1
	盛岡南ショッピングセンターナックス	桜町一丁目 12 番地 1
	ヴィラ ロッソ トレ	桜町二丁目 1 番地 1
	703NK カフェ&雑貨の店	平沢字松田 11 番地 10

地 区	店 名	所 在 地
彦 部	有限会社 紫波印刷	星山字樋ノ口 90 番地 8
赤 沢 (4)	株式会社 紫波フルーツパーク	遠山字松原 1 番地 11
	産直センター あかさわ	遠山字松原 7 番地 1
	レストラン 果りん亭	遠山字松原 7 番地 8
	紫波フルーツパーク物産館	遠山字松原 7 番地 8
佐比内 (2)	紫波ふる里センター	佐比内字馬場 80 番地 1
	レストラン ぶどうの樹	佐比内字馬場 80 番地 1



エコ・ショップしわ認定マーク

紫波企業の森活動事業

町では、企業、町、地域が結びつき多面的な効果を得られる「企業の森づくり」による森林整備に取り組んでいます。

「企業の森」による森林整備が行われることにより森林の荒廃を防ぎ、森林の公益的な機能の維持が図られるほか、企業側には社会貢献、社員の福利厚生、地域には森林整備の推進や雇用の創出などのメリットがあります。また、企業等の社員と地域住民との交流による農山村地域の活性化が図られます。

	団体名	協定締結日	協定期間		活動場所	活動面積 (㎡)
			始期	終期		
1	TOTO東北販売(株)	平成21年4月15日	平成21年5月1日	令和11年4月30日	長岡地内	7,862
2	(株)東北銀行	平成21年11月7日	平成21年11月7日	平成25年11月30日	古館地内	15,000
		平成26年5月19日	平成26年5月19日	平成31年3月31日	赤沢地内	28,632
		平成31年4月1日	平成31年4月1日	令和8年3月31日	赤沢地内	28,632
3	(株)藤村商会	令和3年3月26日	平成23年2月25日	令和9年3月31日	水分地内	18,329
4	盛岡信用金庫	平成23年11月24日	平成23年11月24日	令和9年3月31日	水分地内	45,029
5	情報産業労働組合連合会 岩手県協議会	平成25年5月7日	平成25年5月7日	平成27年3月31日	水分地内	4,037
		平成27年4月30日	平成27年4月30日	平成29年3月31日	水分地内	1,896
		令和1年5月1日	令和1年5月1日	令和4年3月31日	水分地内	6,278
		令和3年5月1日	令和3年5月1日	令和5年3月31日	水分地内	4,794
		令和5年5月1日	令和5年5月1日	令和9年3月31日	水分地内	2,800

森づくりに関する協定

	企業の森協定	協定締結日	協定期間		場所	協定面積 (㎡)
			始期	終期		
1	岩手のアオダモを育てる会	平成24年9月5日	平成24年9月5日	令和14年3月31日	赤沢地内	2,140
2	(一社)地域パートナーシップ支援センター	令和2年3月1日	令和3年4月1日	令和8年3月31日	水分地内	853

循環型エコプロジェクト推進事業

CO2排出削減量に応じて、町が「エコbeeクーポン」という地域で使える商品券を発行し、町内の「エコショップしわ認定店」でその商品券を使ってもらう仕組みの事業です。CO2の削減量を「見える化」して実感できるため、エコ活動の活発化と町内経済の活性化を目指しています。

	取り組み	ポイント数	備 考
個人	①段ボールコンポスト普及促進事業（段ボールコンポストのキットを町内で購入した方が対象）	1基ごとに1,000ポイント （1年度につき1世帯4基を上限とする）	段ボールコンポストのキット取り扱い場所 ◎紫波みらい研究所 （令和7年年4月現在）
	②間伐等促進対策事業（間伐などの森林整備を実施した森林所有者が対象）	事業面積2.5アールごとに500ポイント	市町村森林整備計画にもとづき、植林、間伐を実施した森林所有者が対象
	③間伐材等利用集積事業（森林から間伐材等を搬出した方が対象）	間伐材100kgご500ポイント	町内の森林から発生した間伐材を間伐材利用事業者（集積所）まで運搬
	④木質バイオマス燃料ストーブ普及促進事業（ペレットストーブ、薪ストーブを購入した方が対象）	ストーブ1台当たり20,000ポイント	町内に住所を所有する方、または町内に事務所などを有する法人が対象
	⑤町産木材利用住宅等建築奨励事業（町産木材で住宅等を建築した方が対象）	町産木材1㎡ごとに9,000ポイントまたは13,500ポイント（25㎡を上限とする）	交付対象には制限があります。詳しくは地球温暖化対策課へお問い合わせください。
	⑥太陽熱温水設備導入促進事業（太陽熱温水設備を住宅に設置した方が対象）	太陽熱温水器有効集熱面積0.1㎡あたり1,000ポイント（6㎡を上限とする）	町内に住所を所有し、自ら居住する住宅に太陽熱温水設備を設置する方が対象
	⑦家庭用燃料電池導入奨励事業（家庭用燃料電池を購入した方が対象）	家庭用燃料電池1台ごとに60,000ポイント	住宅用に燃料電池（エネファーム）を新規に購入する方
	⑧木質バイオマス燃料ボイラー利用促進事業（薪・木質チップ・木質ペレットを燃料とするボイラーを設置した方が対象）	暖房または給湯の一方のみに利用20,000ポイント	町内に住所を所有する方が対象。エネルギーステーションの熱利用を含む。
団体	⑨廃食用油回収促進事業（使用済みの食用油を回収した団体が対象）	廃食用油20ℓごとに500ポイント	食用油は、家庭で使用されたサラダ油、ごま油などの植物性油に限る
	⑩ペットボトルキャップ回収促進事業（ペットボトルキャップを回収した団体が対象）	ペットボトルキャップ10kgごとに500ポイント	町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒
	⑪資源リサイクル運動奨励事業（資源リサイクル運動を行う団体が対象）	資源回収量1kgごとに5ポイント	びん類、空き缶、古紙などを年間2回以上回収

④、⑤、⑥、⑦、⑧の取り組みは事前に申請が必要です。

取り組みを行う団体は、事前に登録が必要です。

③の事業は、長さが1.1m以上で直径が12 c m以上の間伐材が対象です。

⑪の事業により交付されたエコbeeクーポン券は、1ポイント1円として現金支払（口座振込）